

原議保存期間	10年（令和18年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 8 号
令 和 8 年 1 月 2 9 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

大規模災害発生時における滅灯信号機対応優先基準の見直しについて（通達）

近年の災害では、大規模かつ長時間の停電も発生していることを踏まえ、各都道府県警察においては、「大規模災害発生時における滅灯信号機対応優先基準の策定について（通達）」（令和2年11月4日付け警察庁丁規発第115号。以下「旧通達」という。）に基づき滅灯信号機対応優先基準を策定し、適切に対策を講じているところであるが、現基準が、道路交通の状況の変化等を踏まえた適切なものとなっているかについて、下記の方針に基づき検証・見直しを行い、引き続き、災害時における滅灯信号機対策を着実に推進されたい。

旧通達は廃止する。

記

1 基本方針

- (1) 最大規模の停電等を想定し、各都道府県の情勢に応じた滅灯信号機対応優先基準（災害時に信号機が滅灯した場合の交差点ごとの対応方針を定めるもの）を策定し、全信号交差点にランク付けを行うこと。
- (2) ランク付けに合わせて配置警察官数を設定するなど、各署への交通部隊派遣や広域緊急援助隊の派遣要請の目安とすること。
- (3) 信号機電源付加装置や可搬式発動発電機等の整備計画や信号機の撤去計画の基礎とすること。

2 作業要領

(1) 滅灯信号機対応優先基準の見直し

各都道府県の基準に対して警察庁目安（※）がどのランクに位置するのかを明らかにするとともに、必要に応じて基準の見直しを図ること。

※ 滅灯信号機対応優先基準の目安

- A： ① 信号機電源付加装置設置交差点
② 緊急輸送ルート（緊急交通路指定予定路線）上の交差点又は主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために最優先で対応すべき交差点で可搬式発動発電機の

接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

B： 主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために優先して対応すべき交差点で可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

C： 主要幹線道路に準ずる道路が交差する交差点のうち、上記A、Bに準じて警察官により交通整理を行う必要がある交差点

D： 上記以外の交差点（一時停止規制等で代替措置が可能な交差点等）

(2) 全信号交差点のランク付け

前記(1)で見直した滅灯信号機対応優先基準に基づき、管内の全信号交差点のランク付けを行うこと。